

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第1-14号

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会規則の基準に関する規則（規則第1-1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
別表1 規則番号 (略) 第21-0号 <u> 〃 </u> 事 項 (略) 配偶者同行休業	別表1 規則番号 (略) 事 項 (略)

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。